

平成10年5月29日
長崎県公安委員会規則第11号
最終改正 平成20年8月29日

道路交通法に基づく指示及び自動車の使用制限の処分に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）に基づき、長崎県公安委員会が行う指示及び自動車の使用制限の処分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指示)

第2条 法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定による指示は、所要事項を記載した指示書（様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3）を交付して行うものとする。

(指示に係る運輸局長の意見聴取及び協議)

第3条 法第58条の4の規定に基づく指示については、自動車の使用者が道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業者（以下これらを「運送事業者等」という。）であるときは、九州運輸局長（以下「運輸局長」という。）と長崎県公安委員会があらかじめ協議して定めた最高速度違反行為等に係る道路交通法上の指示に関する協定（以下「指示協定」という。）に基づき、指示に関する意見照会・協議書（様式第2号）により九州運輸局長崎運輸支局長（以下「運輸支局長」という。）を經由して運輸局長の意見を聴くものとする。

また、法第22条の2第2項（法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による指示については、自動車の使用者が運送事業者等であるときは、指示協定に基づき、指示に関する意見照会・協議書（様式第2号）により運輸支局長を經由して運輸局長と協議するものとする。

(自動車の使用制限の処分の上申)

第4条 長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）は、自動車の使用制限の処分（以下「処分」という。）のうち、法第75条第2項に規定するものに該当する事案を認知したときは、自動車使用制限事案上申書（様式第3号）により長崎県公安委員会に上申するものとする。

2 本部長は、法第75条の2第1項に規定する処分に該当する事案を認知したときは、指示に係る自動車の使用制限事案上申書（様式第4号）により処分を長崎県公安委員会に上申するものとする。

(他の都道府県公安委員会に対する移送)

第5条 前条に規定する処分に該当する事案のうち、自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるものについては、当該都道府県公安委員会に対して自動車使用制限事案移送通知書（様式第5号）に関係書類を添えて移送するものとする。

(処分の量定)

第 6 条 処分の量定は、法第 75 条第 2 項の規定に該当する事案にあつては令第 26 条の 6 に定める基準により、また、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に該当する事案にあつては令第 26 条の 7 に定める基準により行うものとする。

(使用制限に係る意見聴取)

第 7 条 自動車の使用者が運送事業者等であるときは、法第 75 条第 2 項の規定に該当する事案にあつては自動車の使用制限に関する意見照会書 (様式第 6 号) により、また、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に該当する事案にあつては自動車の使用制限に関する意見照会書 (様式第 7 号) により運輸支局長を經由して運輸局長の意見を聴くものとする。

(聴聞の手續)

第 8 条 法第 75 条第 4 項から第 8 項まで及び第 75 条の 2 第 3 項に規定する聴聞の手續については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則 (平成 8 年長崎県公安委員会規則第 1 号) の定めるところによる。

(使用制限の命令)

第 9 条 自動車の使用制限の命令は、所要事項を記載した自動車の使用制限書 (様式第 8 号) を交付して行うものとする。

(他の都道府県公安委員会に対する処分執行依頼)

第 10 条 処分の決定後、当該処分に係る自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更された場合は、当該都道府県公安委員会に対して自動車使用制限処分執行依頼書 (様式第 9 号) により処分の執行を依頼するものとする。

(他法令等に基づく一時使用)

第 11 条 処分期間中において、次の各号に掲げる理由のある場合には、一時的に当該処分に係る自動車を使用することができるものとする。

- (1) 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。) 第 48 条に規定する定期点検整備
- (2) 車両法第 62 条及び第 63 条に規定する自動車の検査
- (3) その他やむを得ない場合

(標章の除去)

第 12 条 法第 75 条第 10 項及び第 75 条の 2 第 3 項に規定する標章の除去申請に対しては、所要事項を記載した標章除去決定書 (様式第 10 号) を申請者に交付して除去するものとする。

(補則)

第 13 条 この規則の実施について必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 道路交通法に基づく指示及び自動車の使用制限の処分に関する規程 (平成 6 年長崎県公安委員会規程第 8 号) は、廃止する。

附 則 (平成 17 年長崎県公安委員会規則第 10 号)

この規則は、平成 17 年 5 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 18 年長崎県公安委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年長崎県公安委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

長崎県公安委員会達第 号 年 月 日	
殿 長崎県公安委員会 印 指 示 書 道路交通法第 の規定に基づき、次のとおり指示する。	
指示に係る車両	使用の本拠の 位 置 登録（車両） 番 号
指 示 事 項	を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由	
（注意） 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。	

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から60日以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第1号の2（第2条関係）

長崎県公安委員会達第 号 年 月 日	
殿	
長崎県公安委員会 印	
指 示 書	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 の規定に基づき、次のとおり指示する。	
指示に係る車両	使用の本拠の 位 置
	登録（車両） 番 号
指 示 事 項	を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由	
<p>（注意）</p> <p>この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。</p>	

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から60日以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第1号の3（第2条関係）

長崎県公安委員会達第 号 年 月 日	
殿	
長崎県公安委員会 印	
指 示 書	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。	
指示に係る車両	使用の本拠の 位 置
	登録（車両） 番 号
指 示 事 項	など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由	
<p>（注意）</p> <p>この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限を受けることがあります。</p>	

（教示）

この処分不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から60日以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

長公委()第 号
年 月 日

九州運輸局長殿

長崎県公安委員会 印

意見照会
指示に関する 協議書

次のとおり道路交通法第 条の の規定による指示をする予定であるので、
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 指示理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名・電話番号

様式第2号の別紙

<p>指 示 の 理 由</p>		
<p>指 示 事 項 (予 定)</p>		
<p>指 示 の 年 月 日 (予 定)</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>指示に係る自動車</p>	<p>登録（車両）番号</p>	
	<p>使用の種別 (該当するものに レ印を付すこと。)</p>	<p>路線用トラック 集配用トラック 一般区域用トラック バス タクシー その他()</p>
<p>事業所等の過去における指示歴及び自動車の使用制限処分歴 (可能な範囲内で記載すること。)</p>		
<p>その他参考事項</p>		

長 崎 県 公 安 委 員 会 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

自 動 車 使 用 制 限 事 案 上 申 書

下記の者は、道路交通法第75条第2項の規定に基づく処分事案に該当すると認められるので上申する。

事業所の名称 及び所在地	
使用者の氏名	
自動車の登録 (車両)番号	
下命・容認行為者の 住所・職(地位)・氏名	
違反運転者の 住所・氏名	
事案の内容	下命・容認行為() 運転者の違反行為 有 無
添付書類	交通切符 反則切符 現認報告書 その他

(裏面)

処 理 結 果				
処理区分	自県事案 (警察署)			
	他県事案 移送番号 移送年月日 移送先 年 月 日			
処 分 基 準	区 分	年 月 日	内 容	点 数
	処分対象行為			
	交 通 事 故			
	過去 一年 以内 の 処 分 事 情	処 分 前 歴		
	下 命 容 認 歴			
合 計 点 数				
処 分	量 定	日		
	決 定	日	期間	年 月 日から 年 月 日まで
聴 聞	通 知 年 月 日	年 月 日		
	聴 聞 年 月 日	年 月 日	出席の有無	出席 欠席
処 分 年 月 日		年 月 日	処 分 執 行 警 察 署	
____違反管理 システムへの登録		年 月 日	登 録 取 扱 者	
備 考				

長 崎 県 公 安 委 員 会 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

指 示 に 係 る 自 動 車 の 使 用 制 限 事 案 上 申 書

下記の者は、道路交通法第75条の2第1項の規定
最高速度違反
過積載
過労運転
に基づく処分事案に該当すると認められるので上申する。

使 用 者 の 住 所	
使 用 者 (の 氏 名) (年 齢)	
自 動 車 の 登 録 (車 両) 番 号	
指 示 書 交 付 年 月 日 (指 示 書 交 付 番 号)	年 月 日 (長 崎 県 公 安 委 員 会 達 第 号)
添 付 書 類	指示に係る使用制限出力資料 指示書の写し 交通事件原票の写し その他

(裏面)

処 理 結 果					
処理区分	自県事案 (警察署)				
	他県事案 移送番号 移送年月日 移送先 年 月 日				
処 分 基 準	区 分	累 計 点 数	車 種		
	最高速度 過積載 過労運転	点			
	区 分	年 月 日	内 容		
	過去 一年以内の 処分事情	法第75条第2項 の処分前歴			
		法第75条第1項 第2号 第4号 第6号 に限る。			
		法第75条の2 第1項の処分前歴			
最高速度 過積載 過労運転 に限る。					
処 分	量 定	日			
	決 定	日	期間	年 月 日から 年 月 日まで	
聴 聞	通知年月日	年 月 日			
	聴聞年月日	年 月 日	出席の有無	出席 欠席	
処分年月日		年 月 日	処分執行 警察署		
_____ 違反管理 システムへの登録		年 月 日	登 録 取 扱 者		
備 考					

公安委員会 殿

長崎県公安委員会 印

自動車使用制限事案移送通知書

下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に自動車の使用の本拠を有する者であるが、当公安委員会において自動車の使用制限の対象になると認められる事実を認知したので、当該事実に係る関係書類を添えて通知する。

事業所名及び所在地	
使用者の氏名	
処分対象行為の年月日	
処分対象行為の種類	
添付書類及び通数	

長公委（ ）第 号
年 月 日

九州運輸局長 殿

長崎県公安委員会 印

自動車の使用制限に関する意見照会書

下記の者に対して道路交通法第75条第2項の規定に基づき、自動車の使用制限の処分を行う予定であるので、意見があれば 年 月 日までに文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名・電話番号

様式第6号の別紙

事業所等の名称・所在地		
代表者の氏名		
運送事業等の種類・運送区域 ・路線・自動車使用台数・運転者数		
処分事案の概要及び処分の理由		
処分の年月日（予定）		年 月 日
処分の期間（予定）		日間
処分に係る 自動車	登録（車両）番号	
	使用の種別 （該当するものに レ印を付すこと。）	路線用トラック 一般区域用トラック バス その他（ ）
荷主の住所・氏名 （事業所名）		集配用トラック タクシー
荷物の種類		
事業所等の過去における交通違反歴、交通事故歴及び自動車の使用制限処分歴		
その他参考事項		

(注) 及び については、可能な範囲内で記入すること。

長公委（ ）第 号
年 月 日

九州運輸局長 殿

長崎県公安委員会 印

自動車の使用制限に関する意見照会書

次のとおり道路交通法第75条の2第1項の規定に基づき、自動車の使用制限の処分を行う予定であるので、意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者

事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分理由等

別紙のとおり

取扱者の氏名・電話番号

様式第7号の別紙

<p>処 分 の 理 由</p>		
<p>処 分 の 年 月 日 (予 定)</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>処 分 の 期 間 (予 定)</p>	<p>日間</p>	
<p>処 分 に 係 る 自 動 車</p>	<p>登 録 (車 両) 番 号</p>	
	<p>使 用 の 種 別 (該 当 す る も の に レ 印 を 付 す こ と 。)</p>	<p>路 線 用 ト ラ ッ ク 集 配 用 ト ラ ッ ク 一 般 区 域 用 ト ラ ッ ク バ ス タ ク シ ー そ の 他 ()</p>
<p>事 業 所 等 の 過 去 に お け る 指 示 歴 及 び 自 動 車 の 使 用 制 限 処 分 歴 (可 能 な 範 囲 内 で 記 載 す る こ と 。)</p>		
<p>そ の 他 参 考 事 項</p>		

様式第8号（第9条関係）

交付年月日	年 月 日
交付番号	長崎県公安委員会達第 号
殿 長崎県公安委員会 印 自 動 車 の 使 用 制 限 書	
命 令 の 年 月 日	年 月 日
使 用 者 の 氏 名 及 び 住 所	
自 動 車 の 使 用 の 本 拠 の 名 称 及 び 位 置	
自 動 車 の 登 録 (車 両) 番 号	
運 転 禁 止 の 期 間	
運 転 禁 止 の 理 由	

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から60日以内であっても、処分があった日の翌日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、行政事件訴訟法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分があったことを知った日の翌日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

公安委員会 殿

長崎県公安委員会 印

自動車使用制限処分執行依頼書

下記の者に対する自動車の使用制限に関する処分の執行を依頼します。

使用制限書番号		長崎県公安委員会達第 号
被 処 分 者	事業所名	
	所在地	
	使用者氏名	
	自動車の登録 (車両)番号	
執行依頼の理由		
添付資料		使用制限書 通 標章 通 その他 通

長崎県公安委員会達第 号
年 月 日

殿

長崎県公安委員会 印

標 章 除 去 決 定 書

道路交通法 第75条第10項 の規定に基づく申請については、
第75条の2第3項
次のとおり標章除去を決定する。

決 定 年 月 日	年 月 日
申 請 者 の 住 所 ・ 氏 名	
登 録 （ 車 両 ） 番 号	
備 考	処分期間中は、絶対に には使用させないこと。